

第八十二条の二の次に次の二条を加える。

(特定外貿埠頭管理運営会社が指定法人からの出資に伴い土地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減)

第八十二条の三 特定外貿埠頭の管理運営に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第三条第一項の規定による国土交通大臣の指定を受けた株式会社が、平成二十三年四月一日から平成二十五年三月三十日までの間に、海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第三十号）附則第四条第一項の規定により同法附則第三条第一項に規定する指定法人から特定外貿埠頭の管理運営に関する法律第二条第一項に規定する外貿埠頭<sup>ふ</sup>の建設並びに貸付け及び改良、維持、災害復旧その他の管理の業務の用に供する不動産として政令で定めるもの（以下この条において「外貿埠頭業務用不動産」という。）の出資を受けた場合には、当該出資に伴う当該外貿埠頭業務用不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該期間内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の十五とする。

第八十三条の見出しを「（認定民間都市再生事業計画に基づき建築物を建築した場合の所有権の保存登

記の税率の軽減)」に改め、同条第一項中「認定事業者が、」を「認定事業者（次項において「認定事業者」という。）が、認定民間都市再生事業計画〔〕に、「平成二十三年六月三十日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、「認定計画」の下に「をいう。次項において同じ。」を、「をいう」の下に「次項において同じ」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 認定事業者が、認定民間都市再生事業計画に基づき都市再生特別措置法第二条第五項に規定する特定都市再生緊急整備地域内に特定民間都市再生事業の用に供する建築物の建築（同法第二十一条第一項又は第二十四条第一項の規定による国土交通大臣の認定の日から三年以内（特定民間都市再生事業のうち政令で定めるものについては、五年以内）にするものに限る。）をした場合には、当該建築物の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該建築後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一・五（平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に当該認定を受ける認定民間都市再生事業計画に基づき建築する建築物の所有権の保存の登記にあつては、千分の二）とする。

第八十三条第三項及び第四項を削る。

第八十三条の二の見出し中「移転登記等」を「移転登記」に改め、同条第一項中「（指名金銭債権の取得にあつては、平成二十三年六月三十日）」、「又は指名金銭債権の取得をした場合」、「又は当該指名金銭債権の取得に伴う不動産の権利」、「所有権の移転の登記にあつては」及び「とし、質権又は抵当権の移転の登記にあつては千分の一・五」を削り、同項第一号中「すべて」を「全て」に改め、同条第二項第一号及び第三項第一号中「すべて」を「全て」に改める。

第八十四条中「平成二十三年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に改める。

第八十四条の五中「平成二十三年六月三十日」を「平成二十五年三月三十一日」に、「限る」を「限る。次項において「登記の申請」というに、「この条」を「この項」に、「五千円」を「三千円」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の場合において、平成二十四年三月三十一日までに登記の申請を行うときにおける同項の規定の適用については、同項中「三千円」とあるのは、「四千円」とする。

第八十七条の五第一項中「平成二十三年六月三十日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

第八十七条の八第四項中「第七項及び第八項」を「第九項及び第十項」に改める。

第八十八条の二第一項中「平成二十三年六月三十日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

第八十八条の七第一項中「揮発油税法第十四条第六項の規定により揮発油の製造場とみなされる場所その他」を削り、同条第五項中「適用を受けようとする者」の下に「又はバイオエタノール等揮発油を揮発油税法第十四条第一項の規定の適用を受けて移出する者」を加え、「同項第一号」を「第一項第一号」に改め、同条第九項及び第十項中「並びに第三項」を「第三項並びに第四項」に改める。

第八十九条第三十項を同条第三十二項とし、同条第二十九項中「第二十五項」の下に「又は第二十七項」を加え、「同項」を「これらの規定」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十八項中「第二十五項」の下に「第二十七項」を加え、「前三項」を「第二十五項から前項まで」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十七項中「の提出を怠つた者」を「をその提出期限までに提出しなかつた者」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十六項の次に次の二項を加える。

27 第十九項の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことにより揮発油税及び地方揮発油税を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

28 前項の犯罪に係る揮発油に対する揮発油税及び地方揮発油税に相当する金額の三倍が五十万円を超え

る場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円を超えて該揮発油税及び地方揮発油税に相当する金額の三倍以下とすることができる。

第八十九条の二第十項中「第一項第四号を除く」を「第一項第四号及び第二項を除く」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同条第十一項中「第一項第四号」の下に「及び第三項」を加える。

第八十九条の三第一項中「平成三十年三月三十日までに」を削り、同条第四項中「第二十六条」及び「第十四条の二」の下に「（第三項を除く。）」を加え、同条第五項中「第二十六条」の下に「（第三項を除く。）」を加え、「第十四条の二の」を「第十四条の二（第三項を除く。）」に改める。

第八十九条の四第一項中「平成三十年三月三十日までに」を削り、同条第二項中「第二十六条」及び「第十四条の二」の下に「（第三項を除く。）」を加え、同条第三項中「第二十六条」の下に「（第三項を除く。）」を加え、「第十四条の二の」を「第十四条の二（第三項を除く。）」に改める。

第九十条第四項中「第二十六条」及び「第十四条の二」の下に「（第三項を除く。）」を加え、同条第五項中「第二十六条」の下に「（第三項を除く。）」を加え、「第十四条の二の」を「第十四条の二（第三項を除く。）」に改める。

第九十条の二第二項中「第二十六条」及び「第十四条の二」の下に「（第三項を除く。）」を加え、同条第三項中「第二十六条」の下に「（第三項を除く。）」を加え、「第十四条の二の」を「第十四条の二（第三項を除く。）」に改める。

第九十条の四第一項中「（第四号に掲げる重油及び粗油については、平成二十三年六月三十日まで）」を削り、同条第二項中「第四号」の下に「並びに第三項」を加え、「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同条第三項中「及び第四号」の下に「並びに第三項」を加え、同条第四項中「第四号」の下に「並びに第三項」を加え、「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同条第五項中「第四号」の下に「並びに第三項」を加える。

第九十条の四の二第一項中「平成二十三年六月三十日」を「平成二十五年三月三十日」に改め、同条第二項中「第四号」の下に「並びに第三項」を加え、「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同条第三項中「及び第四号」の下に「並びに第三項」を加える。

第九十条の四の三第二項中「第四号」の下に「並びに第三項」を加え、「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同条第三項中「及び第四号」の下に「並びに第三項」を加える。

第九十条の五第五項及び第六項中「並びに第三項」を「第三項並びに第四項」に改める。

第九十条の六第一項中「平成二十三年六月三十日」を「平成二十四年三月三十日」に改め、同条第二項中「第四号」の下に「並びに第三項」を加え、「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同条第三項中「第四号」の下に「並びに第三項」を加え、同条第四項及び第五項中「並びに第三項」を「第三項並びに第四項」に改める。

第九十条の六の二第一項中「調製品」の下に「同表」を加え、「平成二十三年六月三十日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、同条第五項及び第六項中「並びに第三項」を「第三項並びに第四項」に改める。

第九十条の七第三項第六号中「の提出を怠り」を「を提出せず」に改める。

第九十条の八第一項中「この節」を「この条及び次条」に、「税額」を「税率」に改め、「第十一条」の下に「及び前条」を加え、「一万三千円の税率により計算した金額」を「九千円」に改め、同条第二項及び第三項中「航空機燃料税法第十二条」を「前条」に改め、同条第四項中「税額」を「税率」に改め、「第十二条」の下に「及び租税特別措置法第九十条の八（航空機燃料税の税率の特例）」を加え、「租税

削り、同条を第九十条の八の二とし、第六章第三節の三中同条の前に次の二条を加える。

## (航空機燃料税の税率の特例)

第九十条の八 航空機燃料税法第二条第一号に規定する航空機に、平成二十三年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率は、同法第十二条の規定にかかわらず、航空機燃料一キロリットルにつき一万八千円とする。

第九十条の九第一項中「平成二十三年六月三十日」を「平成二十六年三月三十一日」に、「税額」を

三十日」を「平成二十六年三月三十日」に、「税額」を「税率」に改め、「第十一条」の下に「及び租税特別措置法第九十条の八（航空機燃料税の税率の特例）」を加え、「租税特別措置法第九十条の九第一項」を「同法第九十条の九第一項」に改め、「により計算した金額」を削る。

第九十条の十一第一項第一号中「道路運送法」の下に「（昭和二十六年法律第百八十二号）」を加える。

第九十条の十二第一項第三号中「大気汚染防止法」の下に「（昭和四十三年法律第九十七号）」を加える。

第九十一条中「平成二十三年六月三十日」を「平成二十五年三月三十日」に改める。

第九十三条第一項第二号中「相続税法」の下に「第五十一条の二第一項第二号口及びハ、」を加える。

第九十四条第一項中「第六十条第二項」の下に「及び相続税法第五十一条の二第一項第三号」を加え、「同項」を「これら」に改める。

第九十七条の次に次の一条を加える。

（特別還付金の支給）

第九十七条の二 稅務署長は、第四十一条の二十の二第二項第一号に規定する対象保険年金（以下この条において「対象保険年金」という。）に係る同項第二号に規定する保険金受取人等（以下この項及び次項において「保険金受取人等」という。）に該当する者（当該保険金受取人等に該当する者が現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）の施行の日（以下この条において「改正法施行日」という。）前に死亡している場合にあつては、その相続人（包括受遺者を含む。以下この条において「特定相続人」という。）。以下この条において「対象年金受給者等」という。）に対し、当該保険金受取人等である者（第三項において「対象年金受給者」という。）又は当該特定相続人に係る被相続人（包括遺贈者を含む。以下この条において「特定被相続人」という。）の平成十二年分以後の各年分の対象保険年金に係る所得（所得税法第一百六十九条の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「保険年金所得」という。）のうち所得税が課されない部分の金額について所得税を課するとしたならば当該金額につき課されることとなる所得税に相当する給付金（以下この条において「特別還付金」という。）を支給する。ただし、当該対象年金受給者等（特定相続人にあつては、当該特定相続人に係る特定被相続

人。以下この項において同じ。）の当該特別還付金の対象となる年分の所得税について次に掲げる場合に該当するときは、この限りでない。

一 当該対象年金受給者等がその年分の所得税につき確定申告書（第二条第一項第十号に規定する確定申告書をいう。以下この項において同じ。）を提出し、又は国税通則法第二十五条の規定による決定（以下この項において「所得税額の決定」という。）を受けている場合において、当該確定申告書又は所得税額の決定に係る同法第十九条第一項に規定する課税標準等又は税額等（当該課税標準等又は税額等につき同条第三項に規定する修正申告書の提出又は同法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正（以下この項及び第五項において「更正」という。）があつた場合には、その申告又は更正後の課税標準等又は税額等）に関し更正ができるとき（同法第七十条第五項の規定による場合を除く。）。

二 当該対象年金受給者等のその年分の所得税につき国税通則法第六十一条第一項第二号に規定する期限後申告書を提出することができる場合

2 特定対象保険年金（その者に係る対象保険年金で特別還付金の対象となる年分の所得税について改正

法施行日において前項各号に掲げる場合に該当するもののうち、改正法施行日から一年を経過する日までの間に当該各号に掲げる場合のいずれにも該当しないこととなるものをいう。）に係る保険金受取人等に該当する者に係る同項の規定の適用については、同項中「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）の施行日（以下この条において「改正法施行日」という。）とあるのは、「次に掲げる場合のいずれにも該当しないこととなる日」とする。

3 特別還付金の支給を受けようとする者は、改正法施行日から起算して一年を経過する日までの間（第十一項において「請求期間」という。）に、当該特別還付金に係る対象保険年金に関する事項、当該特別還付金の額、その計算の基礎となる金額その他財務省令で定める事項を記載した書類（以下この条において「特別還付金請求書」という。）を、当該特別還付金に係る対象年金受給者の所得税の納税地又は特定相続人に係る特定被相続人のその死亡の日の属する年分の所得税の納税地の所轄税務署長（以下この条において「所轄税務署長」という。）に提出しなければならない。この場合において、当該特別還付金請求書には、当該特別還付金の額の計算の基礎となる金額その他の事項を証する書類及び当該特

別還付金の額の計算に関する明細書（第十二項において「添付書類」という。）を添付しなければならない。

4 対象年金受給者等が特別還付金請求書を提出する前に死亡した場合には、その者の相続人（包括受遺者を含む。）は、当該対象年金受給者等に係る特別還付金請求書を提出することができる。この場合において、特別還付金請求書の提出について前項の規定を準用する。

5 特別還付金の額は、次の各号に掲げる年分の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 平成十五年分以後の各年分 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額  
イ 当該対象年金受給者等（特定相続人にあつては、当該特定相続人に係る特定被相続人。以下この号において同じ。）がその年分の所得税につき確定申告書を提出し、又は所得税額の決定を受けている場合 (1)に掲げる金額から(2)に掲げる金額を控除した金額に相当する金額 (1)に掲げる金額又は(2)に掲げる金額が(1)に規定する還付金の額である場合には、(1)に掲げる金額又は(2)に掲げる金額を零から差し引いた額を当該(1)に掲げる金額又は(2)に掲げる金額として計算するものとし、当該相当する金額が零以下である場合には零とする。）

(1) 当該確定申告書又は所得税額の決定に係る所得税額等（国税通則法第二条第六号ニに掲げる納付すべき税額又は同号亦に掲げる還付金の額に相当する税額（以下この号において「還付金の額」という。）をいう。以下この号において同じ。）（当該所得税額等につき同法第十九条第三項に規定する修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の所得税額等）

(2) 当該確定申告書又は所得税額の決定に係る年分の対象年金受給者等の所得税法第二十二条第二項に規定する総所得金額（口において「総所得金額」という。）の計算につき、保険年金所得に係る適用後雜所得金額（当該保険年金所得につき政令で定める規定により計算した同法第三十五条第二項に規定する雜所得の金額（以下この号において「雜所得の金額」という。）をいう。口において同じ。）を当該保険年金所得に係る雜所得の金額とした場合において計算される当該年分の所得税額等となるべき額

口 イに掲げる場合以外の場合 次に掲げる金額のうちいすれか多い金額に相当する金額（(1)(ii)に掲げる金額が還付金の額以外のものである場合には零とし、(1)(ii)に掲げる金額が還付金の額である場合には当該還付金の額を限度とする。）

- (1) (i)に掲げる金額から(ii)に掲げる金額を控除した金額に相当する金額 (i)に掲げる金額又は(ii)に掲げる金額が還付金の額である場合には、(i)に掲げる金額又は(ii)に掲げる金額を零から差し引いた額を当該(i)に掲げる金額又は(ii)に掲げる金額として計算する。)
- (i) 当該対象年金受給者等のその年分の総所得金額の計算につき、保険年金所得に係る適用前雑所得金額（当該保険年金所得につき所得税が課されない部分の金額について所得税を課するとした場合の雑所得の金額として政令で定める規定により計算した金額をいう。(2)において同じ。）を当該保険年金所得に係る雑所得の金額とした場合において計算される当該年分の所得税額等となるべき額
- (ii) 当該対象年金受給者等のその年分の総所得金額の計算につき、保険年金所得に係る適用後雑所得金額を当該保険年金所得に係る雑所得の金額とした場合において計算される当該年分の所得税額等となるべき額
- (2) 当該対象年金受給者等のその年分の保険年金所得に係る適用前雑所得金額から当該保険年金所得に係る適用後雑所得金額を控除した金額（次号において「保険年金所得減少額」という。）の

百分の十に相当する金額

- 一 平成十二年から平成十四年までの各年分 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額
- イ 当該対象年金受給者等（特定相続人にあつては、当該特定相続人に係る特定被相続人。以下この号において同じ。）に係る対象保険年金の最終の支払日の属する年分（以下この号において「最終支払年分」という。）が平成十五年分以後のいずれかの年分である場合 当該対象年金受給者等のその年分の対象保険年金に係る保険年金所得減少額にみなし特別還付金割合（当該対象年金受給者等の平成十五年分の保険年金所得に係る保険年金所得減少額のうちに当該保険年金所得に係る次に掲げる金額のいずれか多い金額（以下この号において「みなし特別還付金基準額」という。）の占める割合（当該割合に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）をいう。
- 以下この号において同じ。）を乗じて計算した金額に相当する金額
- (1) 前号口(1)に掲げる金額
- (2) 前号口(2)に掲げる金額
- ロ 当該対象年金受給者等に係る対象保険年金の最終支払年分が平成十二年から平成十四年までのい

ずれかの年分である場合 当該対象保険年金に係る次に掲げる年分の区分に応じそれぞれ次に定める金額に相当する金額

- (1) 最終支払年分 当該対象年金受給者等に係る当該最終支払年分の保険年金所得を当該対象年金受給者等に係る平成十五年分の保険年金所得とみなして計算した場合におけるみなし特別還付金基準額

- (2) 最終支払年分以外の年分 当該対象年金受給者等に係るその年分の保険年金所得に係る保険年金所得減少額に当該対象年金受給者等に係る当該最終支払年分の保険年金所得を当該対象年金受給者等に係る平成十五年分の保険年金所得とみなして計算した場合におけるみなし特別還付金割合を乗じて計算した金額

6 所轄税務署長は、特別還付金請求書の提出があつた場合には、当該特別還付金請求書に記載された特別還付金の額、その計算の基礎となる金額その他必要な事項について調査し、その調査したところにより、特別還付金を支給し、又は支給しない旨の決定（支給する旨の決定にあつては、その額（当該特別還付金請求書に記載された特別還付金の額を限度とする。）の定めを含む。以下この条において同

じ。）を行わなければならぬ。

7 所轄税務署長は、前項の規定により特別還付金を支給する旨の決定を行つた場合には、当該決定に係る特別還付金請求書を提出した者に対し、理由を付して、特別還付金を支給する旨及びその支給する特別還付金の額を書面により通知するとともに、当該特別還付金を支払うものとする。

8 所轄税務署長は、第六項の規定により特別還付金を支給しない旨の決定を行つた場合には、当該決定に係る特別還付金請求書を提出した者に対し、理由を付して、特別還付金を支給しない旨を書面により通知するものとする。

9 第六項の規定による特別還付金を支給する旨の決定を受けた者は、当該決定を受けたときにおいて、当該決定に係る額の特別還付金の支給を受ける権利を取得するものとする。

10 所轄税務署長は、特別還付金の支払をし、又は充当（国税通則法第五十七條の規定による充当をいう。以下この条において同じ。）をする場合には、次の各号に掲げる特別還付金の区分に従い当該各号に定める日数に応じ、その金額に年七・三パーセントの割合（第九十三条に規定する各年の特例基準割合（以下この項及び第二十一項において「特例基準割合」という。）が年七・三パーセントの割合に満

たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて計算した金額（以下この条において「加算金」という。）をその支払をし、又は充当をすべき金額に加算しなければならない。

一 第五項第一号に掲げる年分に係る特別還付金 次に掲げる特別還付金の区分に応じそれぞれ次に定める日数

イ 第五項第一号イに掲げる場合に該当する対象年金受給者等に係る特別還付金 当該特別還付金を当該特別還付金に係る年分における国税通則法第五十六条第一項に規定する還付金等と、第六項又は第十五項の規定による決定（同項の決定にあつては、第十二項に規定する変更決定請求書に基づくものに限る。）を同法第五十八条第一項第二号に規定する更正の請求に基づく更正とみなした場合における同項に規定する日数（当該特別還付金の計算の基礎となる第五項第一号イ(2)に掲げる金額が同号イ(1)に規定する還付金の額であつて、かつ、当該還付金の額の基礎となる金額が所得税法第一百二十条第一項第八号又は第一百二十三条第二項第八号に掲げる金額に相当する金額である場合には、これらの規定に規定する予納税額の納期限の翌日から当該特別還付金の支払のための支払決定

の日又は当該特別還付金につき充当をする日（同日前に充当をするのに適したこととなつた日がある場合には、その適することとなつた日。以下この項において「特別還付金支払決定日」という。）までの期間の日数（当該特別還付金に係る年分の所得税の確定申告書が当該確定申告書の同法第二条第一項第四十一号に規定する確定申告期限後に提出された場合又は当該年分の所得税について所得税額の決定があつた場合には、当該年分の所得税に係る確定申告期限の翌日からその提出の日又はその所得税額の決定があつた日までの期間の日数を除く。）

□ 第五項第一号□に掲げる場合に該当する対象年金受給者等に係る特別還付金 当該特別還付金に係る第六項の規定による決定があつた日の翌日から特別還付金支払決定日までの期間の日数（当該特別還付金に係る同号□に規定する還付金の額の基礎となる金額が所得税法第百二十条第一項第八号又は第百二十三条第二項第八号に掲げる金額に相当する金額である場合には、これらの規定に規定する予納税額の納期限の翌日から特別還付金支払決定日までの期間の日数から当該特別還付金に係る年分の所得税に係る同法第二条第一項第四十一号に規定する確定申告期限の翌日から当該特別還付金に係る第六項の規定による決定があつた日までの期間の日数を控除した日数）

- 三 第五項第二号に掲げる年分に係る特別還付金 当該特別還付金に係る年分の所得税の所得税法第百二十条第一項の規定による申告書の提出期限の翌日から特別還付金支払決定日までの期間の日数
- 11 第六項の規定による決定を受けた者は、当該決定を受けた特別還付金の額（当該特別還付金の額に關し第十五項の規定による決定（以下この項から第十四項までにおいて「変更決定」という。）があつた場合には、当該変更決定後の特別還付金の額）の計算の基礎となつた事実についてその内容と相違する事実が判明したことにより、当該特別還付金の額が過少である場合には、請求期間内に限り、特別還付金の額に關し変更決定をすべき旨を請求することができる。
- 12 前項の規定による変更決定の請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書類（以下この条において「変更決定請求書」という。）を所轄税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該変更決定請求書には添付書類を添付しなければならない。
- 一 その請求に係る変更決定前の特別還付金の額
  - 二 その請求に係る変更決定後の特別還付金の額
  - 三 その変更決定の請求をする理由

#### 四 その変更決定の請求をするに至つた事情の詳細

##### 五 第二号に掲げる金額の計算の基礎となる金額その他財務省令で定める事項

13 第六項の規定による決定を受けた者は、当該決定を受けた特別還付金の額（当該特別還付金の額に關し変更決定があつた場合には、当該変更決定後の特別還付金の額）が過大である場合には、当該特別還付金の額に關し変更決定をすべき旨を請求することができる。この場合において、前項の規定は、当該請求について準用する。

14 所轄税務署長は、第十一項又は前項の請求があつた場合には、その請求に係る変更決定請求書に記載された事項について調査し、変更決定をし、又は理由を付して、変更決定をすべき理由がない旨をその請求をした者に通知するものとする。

15 所轄税務署長は、第六項又はこの項の規定による決定をした後、その決定をした特別還付金の額が過大又は過少であることを知つた場合には、その調査により、当該決定に係る特別還付金の額を変更する旨及びその変更後の特別還付金の額（以下この項において「変更後の特別還付金の額」という。）の決定をするものとする。この場合において、当該決定が当該決定前の特別還付金の額が増加する変更であ

る旨の決定であるときは、変更後の特別還付金の額は、当該特別還付金に係る特別還付金請求書に記載された特別還付金の額（変更決定請求書の提出がある場合には、当該変更決定請求書に記載された第十二項第二号に掲げる金額）を限度とする。

16 所轄税務署長は、前項の規定による決定（以下この条において「変更決定」という。）を行つた場合には、当該特別還付金に係る特別還付金請求書を提出した者に対し、次に掲げる事項を、書面により通知するとともに、当該変更決定前の特別還付金の額が増加する変更決定があつた場合には、第三号イに掲げる金額に相当する特別還付金を支払うものとする。

- 一 その変更決定前の特別還付金の額
  - 二 その変更決定後の特別還付金の額
  - 三 その変更決定に係る次に掲げる金額
- イ その変更決定前の特別還付金の額がその変更決定により増加するときは、その増加する特別還付金の額
- ロ その変更決定前の特別還付金の額がその変更決定により減少するときは、その減少する特別還付

## 金の額

ハ 第十項の規定により支払う特別還付金の額に係る加算金があるときは、その加算金のうち口に掲げる特別還付金の額に対応する部分の金額

### 四 前二号に掲げる金額の計算の基礎となる金額その他財務省令で定める事項

17 第六項の規定による決定又は変更決定は、改正法施行日から二年を経過した日以後においては、することができない。

18 第十五項の規定による変更決定前の特別還付金の額が増加する変更決定を受けた者は、当該変更決定を受けたときにおいて、当該変更決定により増加する特別還付金の額の特別還付金の支給を受ける権利を取得するものとする。

19 特別還付金（加算金を含む。次項から第二十三項までにおいて同じ。）については、所得税を課さない。

20 第十五項の規定による変更決定前の特別還付金の額が減少する変更決定があつた場合において第十六項に規定する書面に記載された同項第二号口及びハに掲げる金額に相当する特別還付金を有する者は、

当該特別還付金を当該書面が発せられた日の翌日から起算して一月を経過する日までに国に納付しなければならない。

21 前項に規定する変更決定を受けた者は、同項の規定により納付すべき特別還付金を同項の規定により納付すべき期限（次項において「納期限」という。）までに完納しないときは、延滞金を納付しなければならない。

22 前項の延滞金の額は、特別還付金の納期限の翌日から当該特別還付金を完納する日までの期間の日数に応じ、その未納の特別還付金の額に年十四・六パーセントの割合を乗じて計算した額とする。ただし、納期限の翌日から二月を経過する日までの期間については、その未納の特別還付金の額に年七・三パーセントの割合（各年の特例基準割合が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中ににおいては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。））を乗じて計算した額とする。

23 特別還付金の支給を受ける権利及び特別還付金を徴収する権利は、二年間行使しないことによつて、時効により消滅する。